

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第24号）

- 1 離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）及び過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）の一部改正に伴い、県税の特別措置条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第25号）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、その保有する特定個人情報について国が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、県が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保し、並びにその開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成27年10月5日から施行することとした。ただし、一部の規定は平成28年1月1日、一部の規定は規則で定める日から施行することとした。

◇特定非営利活動促進法施行条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例の一部を改正する等の条例（平成27年香川県条例第26号）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部改正に伴い、所要の改正等を行うこととした。
- 2 平成27年10月5日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成28年1月1日から施行することとした。

◇風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第27号）

- 1 風致地区内における行為の制限について、国の技術的助言を参照して、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇建築基準法施行条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第28号）

- 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部が改正され、幼保連携型認定こども園に関する建築基準法（昭和25年法律第201号）における取扱いの整理及び耐火に関する技術的基準の見直しが行われたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県営住宅条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第29号）

- 1 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県青年センター条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第30号）

- 1 指定管理者が管理する香川県青年センターに利用料金制度を導入する等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成28年4月1日から施行することとした。

◇香川県事務処理の特例に関する条例及び香川県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づき知事が設置する標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第31号）

- 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県職員退職手当条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第32号）

- 1 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）による地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）等の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成27年10月1日から施行することとした。